

おわりに

英国の地域再生政策は、その制度面に着目すれば、財政支援措置及び開発・計画制度ともに国（中央政府）において基本的な制度設計が行われ、地域（Region）更に地方自治体へと政策が収斂される仕組みとなっており、政府主導の政策であるとの印象を受ける。国際競争力の低下につながる地域間格差を是正するという観点からも地域再生政策を推進している政府としては、問題解決の突破口となる成功事例を出来る限り多く積み上げ、それを国全体へ拡大・浸透させたいとする意図の表れでもある。

しかしながら、こうしたトップダウン式の制度だけでは、地域住民の意見や要望を的確に把握し、現実の政策運用に反映させることが困難であるという問題点がどうしても残ってしまう。そこで、地方自治体と諸団体がパートナーシップを形成することにより、地域住民の多様な意見を可能な限り吸収する仕組みを講じるとともに、開発・計画制度においては、骨格となる指針のみを政府が策定し、開発許可などその具体的運用に関しては、地方自治体に比較的広範な裁量権が付与されている。第5章で紹介したコングルトン・バラ・カウンシルのような田園地域にある比較的裕福な地方自治体においては、開発規制を基調とする開発政策が採用されている。他方、レスター・シティ・カウンシルに代表される人口や経済規模が大きく、荒廃地域を内包する地方自治体では、積極的な経済開発を志向するなど、地方自治体の置かれた環境によって地域再生に対する姿勢は大きく異なる。

地方自治体から更にコミュニティ・レベルにまで視点を移してみたい。イングランドの地方選挙における投票率が30%台で低迷している事実からも明らかなように、地域住民の公共活動全般に対する参画意識・関心の低さは英国においても大きな課題である。例えば、第7章第3節で紹介したブローンストン地区では、公営住宅の解体・撤去案と大規模修繕案を争点に実施された住民投票において80%以上の投票率を記録した反面、住民協議会の運営方針に関するアンケート調査の回収率は2.1%に過ぎなかった。この数字が示すとおり、地域住民は直接的な利害関係のある身近な争点に関しては強い関心を示すものの、地域全体の将来などより広範な公共活動に対する関心は極めて低調であり、日本の実情とも共通する課題である。

端的に言えば、英国の地域再生政策から日本が学ぶべき点は、実施されている事業の内容そのものよりも、パートナーシップを活用したその運営方法にあると言えるのではないだろうか。この場合、英国全体で20万以上存在すると言われる非営利団体（Nonprofit Organisation : NPO）が地域において多大な貢献をしているという裾野の広さの違いを無視することはできない。しかしながら、ボランティアに関する日英間の歴史的・文化的背景の違いを過度に強調する一般的論調から日本の地方自治体が得るものは少ない。本稿で折に触れて説明したように、パートナーシップの形成を補助金の交付要件とし、地域再生政策の重要な担い手である地域住民の資質・能力を向上させるための少額の経費を地域再生政策の補助金として認定して運用するなど、英国においては地味ではあるが継続的な努力が払われている点が改めて認識されてよいと思われる。

このように地域間格差の是正、ひいては国際競争力の向上を志向した戦略性の高い政府

レベルの取組みと、地域住民の参画を促しパートナーシップの積極的活用を基盤とするコミュニティ・レベルの取組みという上と下からの双方向のアプローチが制度的に構築された上で、その結節点に位置する地方自治体の調整機能が十分に発揮される時、初めて持続可能な発展が地域にもたらされるのではないだろうか。

【資料編】

- 資料1 英国政府都市白書「我々のまち—都市再生の未来 (Our Towns and Cities: The Future Delivering an Urban renaissance)」(要約) ……………139
- 資料2 「ニューハム 2010 年地域戦略パートナーシップ規程 (Newham 2010 Local Strategic Partnership Constitution)」……………147
- 資料3 「ダーラム・カウンティ・カウンシル及び政府間の地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreement between Durham County Council and the Government : April 2002—March 2005)」(抜粋) ……………151

資料1

英国政府都市白書「我々のまちー都市再生の未来 (Our Towns and Cities: The Future Delivering an Urban renaissance)」(要約、2000年11月16日公表)

まちを人のために再生する

- 1 まちや郊外には数多くの誇りうるものがある。著名な歴史・文化関連施設、活気に満ちた商業地区、快適な郊外地区、世界中の注目を集める学術・調査研究施設などが数多くある。こうした成功事例を今後も積み重ねていきたい。

- 2 我々が直面している課題には次のようなものがある。
 - ・少子高齢化、単身世帯の増加等による社会変化により、2021年までに最大380万世帯の増加が予想されるため、これに対応する住宅を供給する必要がある。
 - ・人がまちに定住し、まちに回帰するよう促す政策を講じなければならない。これは、都市地域に利点があるだけでなく、田園地域に対する開発圧力を緩和することにつながるため、双方にとってプラスに作用する。
 - ・特定の都市地域では、低い生活水準を向上させるとともに、機会の不足を解消する必要がある。
 - ・まちの一部に存する経済的に脆弱な地域が抱える課題に正面から取り組み、グローバルな市場という環境下で、全ての地域が雇用及び投資を確保し得る競争力を持つようにする。
 - ・都市の生活が環境に与えるマイナスの効果を緩和し、持続可能な選択が現実的で魅力あるものとなるよう工夫する。

- 3 経済面、技術面、環境面並びに社会面における著しく急速な変化は、政府にとって挑戦課題であると同時にチャンスでもある。そのためには、明確な目標を持ち、効果的な行動を取ることが必要となる。次に記載しているのは政府の取組みを要約したものであり、この白書の中核部分でもある。

都市生活の新たなビジョン

政府のビジョンは、まち及び郊外地区を、一部の人だけでなく全ての人に高い生活水準と機会を提供する場へと作り変えていくことである。具体的には、次のような目標を実現したいと考えている。

- ・住民自らが地域社会の将来を形成し、強力な本当の意味で住民の代表たるリーダーがこれを支援する。
- ・住民が魅力的で、空間や施設を有効利用した住み心地の良いまちで生活する。
- ・優れた設計(デザイン)や計画手法を用いて、騒音や汚染、交通混雑の少ないより持続性に富む環境を実現する。
- ・全ての住民が持てる力を最大限発揮できるよう支援するため、必要な投資を行い、まちが繁栄を作り出し、繁栄を分かち合うことができるようにする。
- ・高水準のサービス（住民や産業界のニーズに適う保健、教育、住宅、交通、金融、買い物、レジャー、防犯対策）を提供する。

政府が目指す都市再生は、あらゆる人が恩恵に浴することができ、まちを活気に満ちた、成功の場所へと作り変え、更には田園地域を開発圧力から守ろうとする取り組みである。

人を最優先する

4 まちは人のニーズに応えるために存在する。政府の取り組みは、次に掲げる認識に基づいている。

- ・地域の特徴は実に多様であり、完全に同じ場所というのは存在しない。各地域は、ニーズや長所、将来の目標などの点で異なる特徴を有している。このため、ひとつの取り組み方法を機械的に全ての地域に当てはめるのではなく、各地域、住民に適した戦略を個別に打ち出す必要がある。
- ・住民にはまちをどのように発展させるかという意思決定過程に参加する権利がある。地域で生活する住民が、最初の段階から運転席に座っているのでなければ、現実的かつ持続可能な変革を達成することは到底不可能である。まちの成功事例を検証すると、参加型民主主義を基盤としていることが分かる。
- ・全員が参加しなければならない。全員参加の原則は、公正な社会の指標であるとともに、人を排除した場合、排除された人からの貢献が期待できないのは当然である。

パートナーシップと統合

5 この白書により、政府は地域住民、地方自治体、地域団体、産業界、ボランティア団体及び住民グループと協働することを誓約するものである。全ての関係者のエネルギーと努力を結集し、純粋なパートナーシップを通じて、より大きな成果を収めることができると考える。

6 政府は、人や場所が経済的可能性（社会的公正及び機会の平等を実現するとともに、人が居住し働きたいと感じる場所を作りあげること）を十分に発揮できるよう、経済、社会、環境という3つの手段を総合し、首尾一貫した取組みを実施しなければならない。都市問題は、相互に密接なつながりがあるため、個別に解決方法を探ることは不可能である。例えば、住宅、保健及び教育には極めて密接な相互依存関係がある。こうした理由により、都市の生活水準を向上させようとする政府の計画には、従来以上に調和の取れた、持続可能な地域社会を実現するための方向付けが求められている。

地元や地域におけるリーダーシップ

7 この白書は、政府が推進する「地方自治体近代化プログラム」に基礎を置くものである。政府は、地方自治体（council）が質の高い行政サービスを提供するとともに、本当の意味で代表原理に基づく強力なリーダーシップを発揮できるよう制度的基盤を整備する。

8 各コミュニティは、より広範な地域（region）で起こる出来事に影響を与え、反対に影響を受けもする。地域戦略計画が不可欠となるのはこのためである。地域開発公社（Regional Development Agency）は、既に地域再生事業に大きく貢献しており、政府は今後一層の財源と財政上の自由裁量を付与していく。

変革を生み出すための財源

9 2000年に実施した歳出見直しでは、全ての重要サービスに対し、実質的に追加財源を配分している。2003年度までに、当初予算額1060億ポンドに対し、年間当たり330億ポンドを追加措置する予定である。

	2000年度当初予算額 (10億ポンド)	2003年度までの追加総額 (10億ポンド)	年当たり実質増加率
教育	38.8	10.4	5.4%
保健	45.3	13.7	6.1%
交通	4.9	4.2	20.0%
住宅	3.0	1.6	12.0%
刑事裁判	12.5	2.7	4.1%
レジャー、文化、スポーツ	1.0	0.2	4.3%

(注) 刑事裁判に係るデータについては、イングランドとウェールズの合計を、それ例外のデータは全てイングランドのみをそれぞれ計上。

10 予算の増額措置は、「公共サービス協定（Public Service Agreements）」に盛り込まれた目標に対応するものである。また、同協定には、今回初めて全地域において達成され

るべき「最低目標 (floor targets)」を含むこととし、適正な財政支援が荒廃地域 (deprived area) に配分されることが保証されている。更に、政府は、地方自治体との間で「地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreements)」を試験的に運用している。

ルネッサンスに向けた重要な歩み

- 11 地元住民や地域におけるパートナーと協力し、全ての都市地域を人のために作り変えることが政府の戦略である。具体的には次に掲げる手法による。
 - ・都市における構造物のデザイン及び品質を適正なものにする。
 - ・全てのまちが繁栄し、その恩恵を受けられるようにする。
 - ・住民が必要とする質の高いサービスを提供する。
 - ・住民にコミュニティの発展に参画する方法・技術を身につけてもらう。
- 12 以上の戦略は、この白書で公表した新たな政策手段のほか、2000年歳出見直しや他の主な政府公式声明で発表した政策手段により実施に移される見込みである。

都市における構造物のデザイン及び品質を適正化する

- 13 このことは、人を最優先したまちづくりを行うとともに、空間及び環境資源を最大限に有効活用し、優れた設計の場所を作り出すということである。ロジャー卿がアーバン・タスク・フォースの報告書で表明したビジョンである。

計画制度とデザインの改善

- 14 政府が作り出したいと考えている場所とは、
 - ・魅力に溢れた住宅環境を提供し、
 - ・人が安心して利用できる質の高い公共スペースを数多く持ち、
 - ・人が徒歩や自転車を使って、地域の商店や学校、保健施設、レジャー施設に簡単にアクセスすることができ、
 - ・持続可能で、効率的かつ信頼性の高い公共交通サービスが利用できるような場所である。
- 15 こうした目標を実現するため、政府は計画制度 (planning system) を最大限に活用する。同時にこれを支える熟練専門家集団を充実させる必要がある。

工場跡地 (brownfield land) や人が住まなくなった既存建物の再利用

- 16 現在、こうした資産は遺棄されたままとなっているが、これを上手く活用することにより、次に掲げる目標が達成可能である。
 - ・都市の生活水準を引き下げるのではなく、むしろ向上させるべく、潜在的な可能性を引き出す。
 - ・既存の開発地を利用することにより、都市のスプロール化と場当たりの開発を抑止する。

既存の都市環境を上手に維持・管理する

17 現在の都市構造物の大多数は、少なくともあと 30 年間は存在するはずである。したがって、次に掲げる手法を通じ、都市構造物を適切に管理する必要がある。

- ・ごみ、落書き、暴力行為、騒音などへの取組み
- ・街路及び建築物の維持・改善
- ・公園や運動場、その他の公共スペースを安全で魅力的な場所にするための措置

鍵となる政策手法

- ・都市地域への投資拡大を図るため、次に掲げるとおり国税を活用した総額 10 億ポンドの総合対策を講じる（構想段階の政策を含む）。
 - 不利な状況に置かれた地域で行われる不動産取引に限り、印紙税 (stamp duty) を免除する。
 - 土壌汚染地の原状回復を図る場合、税額控除を促進する。
 - 賃貸を目的として商店の上層階部分を改装する場合には、全額を資本経費として計上することを認める。
 - 所有資産を居住用途に変更する場合の追加的工事を奨励するため、付加価値税 (VAT) を改正する。
- ・タウン・インプローブメント事業 (Town Improvement Schemes) に対する財政措置並びに地方税再投資計画 (Local Tax Reinvestment Programme) に代わる選択肢を探るための協議を行う。
- ・都市再生を計画制度の中心に位置付けた新たな「計画手法のガイダンス」を策定するとともに、住宅に関する計画制度を推進する。
- ・計画義務制度 (planning obligations) の見直しに着手し、強制収用 (compulsory purchase) 制度に係る新たな立法措置に可及的速やかに着手する。
- ・ミレニアム・コミュニティ (Millennium Community) の第三候補地を指定し、最大 12 の都市再生会社 (Urban Regeneration Company) を設立する。
- ・グリーンフラッグ賞 (Green Flag Awards) を創設するなど、公園、空き地などの質を向上させるための総合的対策を講じる。

全てのまちが繁栄し、繁栄の成果を分かち合えるようにする

18 各地域が、全国経済及び地域経済において将来果たすべき役割を認識し、長所を伸ばし、短所を改めるような戦略を策定、実施する必要がある。政府が講じる政策や事業は、そのための素材を提供するものである。

19 政府は、起業や革新を尊ぶ文化、民間投資を奨励する。

20 全ての人が、潜在的に持つ可能性を發揮し、国全体の福利を分かち合い、貢献するため、必要とされる教育や訓練を受けて就職できるよう政府は万全の措置を講じなければ

ならない。

- 21 政府はまた、ビジネスの効率性を高め、人が就職し、サービスを利用しやすいよう、効率的で信頼性の高い安全な交通システムを提供しなければならない。

人のニーズに適った質の高いサービスを提供する

22 これまでも政府は、人の生活の質に不可欠な全ての領域（教育、保健、雇用、住宅、交通、犯罪の減少、文化、レジャー、スポーツ）において着実に変革を実現するための政策及び事業を展開してきたところである。

23 政府は、荒廃状況が著しい地域と他の地域との格差是正に取り組むことを誓約する。この点について、間もなく近隣地域の再生に向けた行動計画を公表し、具体的政策手法を打ち出す予定である。

鍵となる政策手法

- ・教育の到達度及び雇用の機会を拡大するため、次の手法を講じる。
 - エクセレンス・イン・シティズ（Excellence in Cities education programme）及びシュア・スタート（Sure Start）の拡充
 - 学校ニューディール（New Deal for Schools）及び特に必要性の高い地域に限り、3歳児の66%に早期教育を提供
 - 40の雇用アクション・チーム
- ・広範な事業に渡り、保健医療サービスに対する投資を拡大することにより、健康増進を図る。
- ・住宅政策に関する政策協議書「品質と選択—全ての人に適切な住宅を（Quality and Choice: a Decent Home for All）」において提案した事項を実現するための大規模な投資を行う（重要な仕事の担い手に対する利用しやすい住宅を含む）。
- ・犯罪減少を目的とした事業及びパートナーシップを精緻化し、犯罪対策の一層の推進を図る。
- ・創造的な学校関係のパートナーシップを創設するとともに、「スポーツ・芸術空間のための計画」を導入するなど、文化、レジャー、スポーツ活動の促進を図る。

住民参加を通じた地域社会の発展

24 現在政府は、人が問題解決策を見つけ出し、数多くの経験者や専門家を活用できるより良い方策を提示しようとしている。

鍵となる政策手法

- ・コミュニティ・ニューディール (New Deal for Communities)、地域資金 (community chests) 及びコミュニティ・チャンピオン事業 (Community Champions Initiative) などを通じ、個人や地域社会が自らのアイデアを推進できるよう支援する。
- ・コミュニティ戦略を策定する際、地域社会の意見をはつきりと反映させるため地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnership) を導入する。
- ・近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund) に3年間で総額8億ポンドを投入する。
- ・地域環境の改善を目的として地域社会自らが考案したアイデアの実現に対し財政支援を行う「新たな機会ファンド (New Opportunities Fund initiative)」について協議を開始する。

25 全ての人には、都市再生を実現する上で果たすべき役割がある。政府は、あらゆるレベルにおいて、地域社会、ボランティア部門及び産業界と協働しつつ、主導的な役割を果たさなければならない。

・政府中枢部では、都市政策に新たな焦点を当てた政策を立案する予定である。このことは、幅広い経験を喚起するとともに、政府が新たな政策や事業を策定し、実施する上で役立つものと考えられる。

・地元や地域レベルのパートナーは、それぞれのまちがどのようにして独自の再生を実現するかという点について、明確なビジョンを持つ必要がある。このため、相互に関係を持つあらゆる主体がひとつにまとまらなければならないが、地域戦略パートナーシップがその中心的な役割を担うこととなろう。

・公的機関、民間機関、地元グループ及び個人は、あらゆる事業を通じて、近隣のグリーンスペースであれ、都市再生会社 (Urban Regeneration Company) や新たな政策展開を必要としている主要地域であれ、地域を作り変えることができる。

26 政府では、都市再生に関する進捗状況を綿密に監視する意向であり、2002年に関係大臣により開催される都市問題サミットが第一回目の大規模な現状確認の場となる見込みである。2005年には、まちの現状に関する新たな報告書を公表する予定である。

長期的に行動することを誓約する

27 この白書で提言した都市再生政策は、まちを変革し、発展させることを目指した意欲的な長期プログラムである。場所が人のために存在するとすれば、人は場所作りに手を貸さなければならないはずである。政府は、そのために必要な措置を講じている。今後の動きは、変革を実現するために、全ての人がどのように貢献するかにかかっている。個人なら近所や近隣地域において、投資家や事業家なら、まちの経済を形成することに、地元代

表者であれば、まちのビジョンづくりにという具合に、それぞれの立場で貢献する方法が必ずある。

資料2

「ニューハム 2010 年地域戦略パートナーシップ規程 (Newham 2010 Local Strategic Partnership Constitution)」(2003 年 3 月 18 日から施行)

この規程は、(ニューハムにおける) 地域戦略パートナーシップの目的、趣旨、権限及び運営規則を制定することを目的とする。

(名称)

第1条 パートナーシップの名称は、ニューハム 2010 年地域戦略パートナーシップ (以下「パートナーシップ」という。) とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、パートナーシップにおける市民フォーラム (Civic Forum) 及びパートナーシップの下部組織である執行部 (Executive Group)、コミュニティ理事会 (Community Board)、実施理事会 (Delivery Board) 及び5部門のローカル・アクション・パートナーシップ理事会 (Local Action Partnership Board : LAPB) に適用される。

(目的)

第3条 パートナーシップの目的は、次のとおりとする。

- (1) ニューハムにおける変革を確実なものとする
- (2) 市民及び利害関係者の能力・資質を高め、その潜在力を十分に活用すること
- (3) パートナーシップに関するリスクを負担し、責任を果たすこと
- (4) 互いに学び合い、成熟し、成功を収めること

(目標)

第4条 パートナーシップの目標は、次のとおりとする。

- (1) ニューハムにおける総合的な戦略目標を設定し、目標の達成に向けてパートナーシップとしての誓約を行い、具体的に行動すること
- (2) 地元のニーズ及び優先順位に合致するようニューハムのコミュニティ・プランを策定・実行すること
- (3) 主要なサービスの実施に影響を与える近隣地域再生資金(Neighbourhood Renewal Fund)の配分について指示すること
- (4) ニューハムのコミュニティ・プランを実施し、これを更に発展させること
- (5) 戦略的意思決定の方式を合理化し、地域住民の十分な参画を確保すること。更に、パートナーの政策及び計画が望ましい結果をもたらすよう、効果的に監視を行うこと
- (6) 公共サービスを改善するため、公共サービス協定 (public service agreements) を策定し、主要サービスのあり方を見直す際に、地方自治体その他の法定団体と協働し、これを支援すること
- (7) 戦略的提携関係を実現し、ニューハムにおいてパートナーシップの目的に合致する

構想、協調関係及び事業計画間の積極的な統合を図ること

(権限)

第5条 パートナーシップは、法人団体とは異なり、法的権限を有しない。したがって、個々の構成員が有する法的枠組みの範囲内において機能を統合し、運営を行う。

2 ニューハム区(London Borough of Newham)は、パートナーシップにおいて先導的役割を果たすものとする。また、サービスの実施を改善し、民主主義の向上を図るため、「1999年地方自治法(Local Government Act 1999)」に基づき、同区に課せられた義務を果たす。

3 パートナーシップは、目的を達成するため、協調を基本とする調整を行うとの考え方にに基づき、必要な措置を講ずる権限を有する。

(構成員)

第6条 パートナーシップの構成員は、ニューハムにおける重要な部門及び関係者を反映し、公的部門、民間部門、コミュニティ部門、ボランティア部門及び信仰団体間で均衡の取れた構成とする。このため、適宜、総会においてパートナーシップの構成を見直すとともに、必要な規則を定めることができる。

—公共部門 カウンシルの代表者3名(区長のほか区長が任命する2名)

—地域フォーラム 代表者10名(各地域フォーラムから1名が地域フォーラム運営執行部により選出される。なお、地域フォーラム選出の代表者は、ニューハム区議会議員であってはならない。これとは別に、地域フォーラムの執行部を指導し、コミュニティ理事会で働く10名の理事が選出されるが、この10名は前記の各地域フォーラムから選出されるパートナーシップの構成員と同一人物であってはならない。)

—ボランティア部門及び信仰団体 代表者3名(コミュニティ部門、ボランティア部門及び信仰団体から各1名が選出され、その選挙はNVSC(Newham Voluntary Sector Consortium)がコミュニティ・エンパワーメント・ファンド(Community Empowerment Fund)を用いて実施する。このほか、NVSCの所長(1名)に、構成員としての資格が割り当てられている。

—民間部門 代表者3名

—ローカル・アクション・パートナーシップ理事会 代表者5名(同理事会の5部門から各1名の代表者が選出される。)

—その他(特別構成員) このパートナーシップは、上記の各部門からの代表者以外に2名を特別構成員として追加することができる。この2名は、完全な投票権を有し、その任期は1年又は次回の構成員見直し日のいずれか早い時期までとする。特別構成員は、コミュニティの下部組織又は特定専門分野のいずれかから選出されるが、コミュニティの下部組織から選出されたときは、当該構成員が完全なパートナーとして参画できるよう、適切な支援及び学習機会が提供される。

2 パートナーシップは、必要に応じてその他の組織からの代表者を招聘することができるが、この代表者はパートナーシップの構成員となることはできない。また、会議に出席し、発言することは認められるが、投票権は有しない。

(パートナーシップの手続き)

第7条 パートナーシップは、構成員が適切であるか、選出母体間の均衡が取れているかという点について、少なくとも3年に1度は見直し作業を実施するものとする。第1回目の見直しは、2006年3月までに行われる。構成員の見直しに関しては、速やかにパートナーシップの総会に報告される。

2 パートナーシップの構成員は、事務局に対して最低1か月以上前に書面で告知することにより、辞任することができる。

3 パートナーシップの構成員が勤務先を変更し、地理的に異なる近隣地域又はニューハム区の域外に転出し、又は現在の役職を喪失したときは、パートナーシップの構成員としての資格を喪失する。こうした事由により、構成員の欠員が生じたときは、関係する選出・指名機関又はフォーラムに報告され、速やかに後任者が決定される。

4 特定の構成員の資格を終了させる合理的かつ十分な事由があるときは、パートナーシップの会議に出席し、投票した参加者の3分の2以上の議決を経て、構成員の資格を終了させることができる。

5 前項に記載した構成員の資格終了手続きは、構成員の発議により行われ、特別構成員の支持が得られなければならない。また、資格の終了を求められた構成員は、聴聞並びに当該構成員自ら又は他の構成員による申し立ての機会が与えられる。構成員の欠員が生じたときは、関係する選出・指名機関又はフォーラムに報告され、速やかに後任者が決定される。

6 この規程に特に定めがある場合を除き、パートナーシップの決定は合意によらなければならない。合意が不可能であるときは、議決による決定を求めることができることとし、パートナーシップの会議に出席し、投票する構成員の過半数の議決を経て決定が行われる。

7 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、代理人を指名することができる。代理人は、当該欠席者によって選考、選出又は指名され、会議において発言し、投票することができる。1年間に3回以上代理人を出席させたときは、当該構成員は自動的にその資格を喪失する。これにより構成員に欠員が生じたときは、関係する選出・指名機関又はフォーラムに報告され、速やかに後任者が決定されるが、その任期は、次回の見直し時期までとする。

8 パートナーシップは、3回連続して会議に欠席した構成員について除名する決議を行うことができる。これにより構成員に欠員が生じたときは、関係する選出・指名組織又はフォーラムに報告され、速やかに後任者が決定されるが、その任期は、次回の見直し時期までとする。

9 パートナーシップは、業務を遂行するため会議を開催し、又は休会することができる。会議の日程については、必要に応じて調整することができるが、少なくとも3か月に1度は開催しなければならない。

10 会議の定足数は、第6条第1項において定めた5部門から少なくとも各1名の出席が得られていることを条件として、構成員数の半数と定める。定足数に達しない場合、会議は効力を有しない。会議の開始予定時刻から30分以内に定足数に達しないときは、具体的な日程、時刻及び場所が決定されるまで休会とする。再開される会議の日程、時刻及び場所にかかる告知は構成員にできる限り早急に送付される。

11 パートナーシップは、必要に応じて作業部会（work-streams）を設置することができる。その構成及び権限については、設置を承認する会議においてパートナーシップが決定することとする。この作業部会は、全構成員の3分の1を越えないことを条件として、第6条第1項に定めた特別構成員を含むことができる。特別構成員は会議に出席し、発言することができる。作業部会における業務は、実施理事会を通じて管理され、同理事会を通じてパートナーシップに報告される。

（会計年度）

第8条 パートナーシップの会計年度は、責任団体であるカウンシルの会計年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（役員）

第9条 パートナーシップの役割を勘案して、議長は区長が勤めることとし、その任期は2006年3月に完了予定の次回の見直しまでの期間とする。

2 パートナーシップの優先順位の高い部門から選ばれる副議長は、パートナーシップの義務を果たす上で議長を補佐する。議長は、パートナーシップの構成員の中から、コミュニティ、保健、治安及び産業部門の代表者を指名し、パートナーシップの業務に対する支援を依頼する。ニューハム区の事務総長及びコミュニティ理事会の議長がこのグループを支援する。

3 このグループは、パートナーシップを代表して執行上の決定を行う最高責任者グループの一部を構成している。執行上の決定は全て、次回のパートナーシップの全体会議において報告される。

4 最高決定グループは、パートナーシップの構成又は手続きを変更又は調整する権限を有しないが、パートナーシップ全体に対して勧告を行うことができる。

（総会）

第10条 このパートナーシップは、毎年4回以上総会を開催するものとする。

（規程の改正）

第11条 この規程は、パートナーシップの会議に参加し、投票する参加者の3分の2以上の議決を経て、変更することができる。この場合の会議の告知は、提案されている変更の内容を明示しなければならない。

（解散）

第12条 パートナーシップを解散することが必要又は望ましいと決定した場合には、21日間の告知を行った上でパートナーシップの会議を招集することができる。解散の提案が会議に参加し、投票する者の3分の2の多数決を経て承認されたときは、パートナーシップを解散する。

資料3

「ダーラム・カウンティ・カウンシル及び政府間の地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreement between Durham County Council and the Government : April 2002—March 2005)」(抜粋、2002年1月29日締結)

(協定の導入)

1 ダーラム・カウンティ・カウンシル(以下「ダーラム」と略称)と政府は、ダーラムが提供する住民サービスの向上を目的として、地方公共サービス協定(以下「協定」と略称)を締結する。この協定の有効期間は、2002年4月1日から2005年3月31日までとする。

2 現時点におけるダーラム及び政府の目標を規定するこの協定は、ダーラム、政府相互の信頼関係に基づき効力を有しているものの、将来に渡ってダーラム、関係大臣及び英国議会の行動を拘束するものではなく、協定締結により新たに法的関係が発生することもない。この点を改めて確認した上で、次に掲げる点について合意する。

(ダーラムの目標)

3 ダーラムは、協定が存在しなかった場合の水準以上の業績目標を達成するため、最大限努力をする。具体的な業績目標は、協定の別紙1に定める。

(政府の目標)

4 協定に定める政府の目的は、必要とされる財務省及び英国議会の承認並びに法律により義務付けられる協議の結果に従うものとする。

5 政府は、法令の改正が法律上及び運用上可能であり、かつ、英国議会の承認が得られることを条件とし、別紙2に定める法令の改正又は政策の変更を実施する。また、別紙2に定める事項について、今後ダーラムと必要な協議を行う。

6 ダーラムは、今後行われる調査結果によっては、別紙2に定める事項を一部修正する必要があることを認める。政府は、別紙2に定める法令の改正又は政策の変更が実施できないことが判明したときは、ダーラムに対し実質的に同程度の効果をもたらす代案を提供するべく最大限に努力することを認める。

7 政府は、別紙3に定める支出項目に対する助成措置として、2002年度にダーラムに対し125万6,000ポンドの「誘導補助金 (Pump Priming Grant)」を交付する。

なお、この補助金に関する要件については、別紙3に定める。

8 ダーラムが別紙1に定める業績目標を完全に達成した場合、政府は別紙4に定めるとおり、「業績報償補助金 (Performance Reward Grant)」を交付する。また、別紙4にはダーラムが設定した目標を達成し得なかった場合でも、実質的な業績の改善が認められる場合に交付される補助金及びその交付予定時期を定める。ダーラムは、業績報償補助金の交付を受ける前提として、別紙1に定める業績目標の達成状況を確認するために必要な情報の提供を行う。

協定締結日 2002年1月29日

ダーラム代表	政府代表
カウンシル・リーダー (署名)	交通・地方自治・地域省 担当大臣 (署名)
事務総長 (署名)	財務主席大臣 (署名)
	芸術担当大臣 (署名)
	学校水準担当大臣 (署名)

前記の各担当閣外大臣 (Minister) は、次に掲げる閣僚 (Secretary of State) の代理者として署名を行う。

財務大臣、交通・地方自治・地域大臣、内務大臣、保健大臣、教育・技能大臣、環境・食料・地方問題大臣、雇用・年金大臣

(注) 各省の名称は、協定締結時のものであり、その後の組織改正により一部変更したものが含まれる。

(別紙1) 業績目標

この協定が目指す目標は、次のとおりとする。

番号	目標の概要	備考
1	読み書き、計算、情報コミュニケーション技術に関して、平均水準を上回る 14 歳の生徒の割合を高める。	政府公共サービス協定 目標 2
2	学校の無断欠席者の割合を 2002 年までに達成した水準から更に 10%縮減する。	政府公共サービス協定 目標 5
3	Easington District において、体系的学習 (structure learning) の履修率向上を図る。	ダーラム独自の目標
4	質の高い入院前治療、リハビリテーションを提供し、予防的措置としての入院、75 歳以上の高齢者の入退院を減らし、可能な限り自立した生活を支援する。	ダーラム独自の目標
5	5 教科以上の GCSE で C 評価又はそれ以上の成績を取得する生徒の割合を高める。	政府公共サービス協定 目標 9
6	長く家族に面倒を見て貰えるよう、養子縁組する子供の数を増やす。	政府公共サービス協定 目標 11
7	家庭ゴミのリサイクル率又は肥料化率を高める。	政府公共サービス協定 目標 22
8	道路交通事故による死亡者及び重傷者の数を減らす。	政府公共サービス協定 目標 26
9	住宅火災による死亡者及び負傷者の数を減らす。	政府公共サービス協定 目標 29
10	大幅な整備・補修の必要な地方道路の割合を減らす。	ダーラム独自の目標
11	申請可能な高齢者による適正な社会保障受給事例を増やす。	ダーラム独自の目標
12	地域において提供するサービスの経済性、効果、効率性の向上に関し、最低限年間 2%の改善を図る。	政府公共サービス協定 目標 30

(注) 上表は、目標の概要のみを記載した表であるが、協定には 2001 年現在の実績及び 2004 年に達成されるべき水準が、具体的な数値目標を提示して盛り込まれている。

(別紙2) 自由裁量及び柔軟性 (法令の改正等に関する政府の措置)

政府は、別紙2に定める関係法令及び政策について、必要な改正又は変更を行うとともに、ダーラムと協議を重ねる。

協定の締結時点において、これらの改正又は変更が法律上、運用上可能であるかは未定である。万一、ここに定める改正等が不可能であると判明した場合は、他の手段を講じることにより、実質的に同程度の効果が得られるよう政府として最大限努力する。

(目標1の達成に向けた支援)

○変更点1

学校補助金 (Standards Fund) のうち4分野(「学校改善」、「教育水準と履修課程」、「多様性と優秀さ」、「教員と支援」)において、ダーラムは、地方教育当局 (Local Education Authorities) が保有する一定額の範囲内で、必要経費を支出することができる。また、教育・技能大臣及び雇用・年金大臣の協定に従い、ダーラムは学校補助金に定める領域に直接該当しない場合であっても、業績目標の達成に資する目的であれば、地方教育当局が保有する資金を活用することが認められる。

前記の4分野における個別補助金の受給に関して、ダーラムに課せられているその他の関係条項は、この変更により影響を受けないものとする。

以上の点について、教育・技能大臣及び雇用・年金大臣が承認する。

○変更点2

教育・技能省は、今回設定された目標水準が達成された場合には、ダーラムに関する制度の見直しを優先的に検討する。

○変更点3

教育・技能省は、この協定の有効期間中は、最低でも2001年度の学校補助金額の95%を交付することを保証する。

(目標2達成に向けた支援策)

変更点1及び3と同様。

(目標3達成に向けた支援策)

○変更点4

学習技能評議会 (Learning and Skills Council) ¹は、地域に居住する16歳から19歳

¹ イングランドにおける16歳以上の者全ての教育と訓練に関する計画の立案及び資金提供に責任を負う公的機関。2001年4月に設立され、イングランド各地合計47の学習技能評議会が設置されているほか、その活動を監督する本部がある。

の青少年が、従来以上に体系的学習（structured learning）に参加し、達成水準を高められるよう適切な準備を行うため、ダーラム地方教育当局その他の関係パートナーシップ機関と協力することを誓約する。

ダーラム地方教育当局とのパートナーシップに基づく協力関係を果たすため、学習技能評議会は地方教育当局から提出される要望や情報に対しては、迅速かつ適切な対応を行うよう努力するとともに、考えられる最高水準のサービスを提供する。また学習技能評議会は、ダーラム地方教育当局と協力して問題点の把握に努め、合意が得られた場合は、達成水準を向上するため、官僚主義的な行政管理上の障害を除去するよう努める。

○変更点 5

教育継続手当（Education Maintenance Allowance : EMA）²その他の事業がダーラム地方教育当局の管轄区域を超えて実施される場合、教育・技能省は、地方教育当局の管轄ではなく、基礎的自治体（ディストリクト）の管轄に基づき資金交付を行うことが可能であるか検討を行う。

（目標 5 の達成に向けた支援策）

○変更点 6

保健省（Department of Health）は、2002 年 4 月に作成済みの原案を基に、総合的な児童制度の策定に着手している。保健省は、ダーラムと児童制度の適用範囲について議論し、ダーラムの関与のあり方について検討する用意がある。

（目標 6 の達成に向けた支援策）

○変更点 7

保健省は、法務省（Lord Chancellor's Department）と連携し、児童保護手続き及び養子縁組に関する聴聞等の遅延を減少させるため、ダーラムとの協議に入る予定である。

○変更点 8

保健省は、養子縁組の判定に関する抜本的な見直しを検討する関係者会議にダーラムの職員が参加できるよう、その任命についてカウンティと協議する。

（目標 7 の達成に向けた支援策）

○変更点 9

ダーラムは、ゴミ埋め立て税に関する収入を持続可能な廃棄物管理事業に投入できるように政府の支援を求めている。この点について、現在政府はゴミ埋め立て税収入計画（Landfill Tax Credit Scheme : LTCS）及び環境・食料・地方問題省（Department for

² 16 歳から 19 歳までの学生が、出席率、課題の提出等に関する目標を定めた協定（EMA Learning Agreement）を学校と締結し、目標が達成できた場合は、政府が週 40 ポンド（導入地域により金額は異なる）の手当を支給する制度。1999 年からイングランドの 56 地域で試験的に運用されており、政府は 2004 年 9 月の正式導入を目指している。

Environment, Food, and Rural Affairs) と協議段階にあるため、協議結果に関して予断を与えることは差し控えたいと考えているが、新たな制度が創設される場合、ダーラムが早期にパイロット自治体となることを希望している点については承知している。

○変更点 10

環境・食料・地方問題省は、リサイクル及び肥料化に関する地方公共サービス協定目標が、ダーラムの管轄区域全体に及ぶこと、この目標が管轄区域内の特定の基礎的自治体の業績が向上することにより、より大きな改善が図られるという点を承知している。基礎的自治体が目標水準を達成できなかった場合の対応を検討する際、同省はダーラムの管轄区域において目標を上回る基礎的自治体の業績により、目標を下回る基礎的自治体の業績を相殺することを検討する。

(目標 8 の達成に向けた支援策)

○変更点 11

交通・地方自治・地域省 (Department for Transport, Local Government, and Region) の消防担当部門は、訓練、商業用施設に係る防火対策評価並びに消火器及び消防用車両の維持管理により収入を得ることをダーラムが提案している事実を承知している。

地方自治に関する政策報告書「強力な地域のリーダーシップ—質の高い公共サービス (Strong Local Leadership : Quality Public Services)」で報告したように、交通・地方自治・地域省は「1999 年地方自治法 (Local Government Act 1990)」第 16 章の規定による権限を行使し、全てのベストバリュー自治体に対し自らが提供する任意のサービスにより料金収入を得ることができる一般的権限を付与することを提案しているところである。

(目標 11 の達成に向けた支援策)

○変更点 12

雇用・年金省 (Department for Work and Pensions) は、「貧困に対するパートナーシップ」(年金生活者が、適切な年金給付及びサービスを受けられることを保証するために地方自治体とボランティア団体が共同事業を実施することを模索する取組み) に関する作業グループにダーラムが参加するよう措置する。これには、効率的な情報交換を行うための協議も含まれる。

○変更点 13 「無支援起債許可 (Unsupported Credit Approval)」

政府は、この協定の期間内にダーラムが新たに 330 万ポンドの起債を行うことを許可する。この起債許可は、新たな補助金の算定時には考慮されない。

これにより、交通・地方自治・地域省は、ダーラムに対し、330 万ポンドの「無支援起債許可 (Unsupported Credit Approval)」³を与える。この許可により調達された資金は、協定の期間内であれば次表に掲げる事項に対し、定められた金額の範囲内でいつでも支出

³ 追加的な地方交付金を伴わない起債の許可。

することができる。

【330万ポンドの用途及び項目別支出限度額】

(目標7及び目標3の達成に必要な経費)

目標	項目	支出限度額 (ポンド)
7	分別ゴミ収集用車両 (12台)	950,000
7	道路脇に設置する容器	450,000
7	ゴミ圧縮場、リサイクル場	1,300,000
7	紙分別工場	300,000
	小計 (目標7に関する支出)	3,000,000
3	余剰校舎の修繕費	300,000
	合計	3,300,000

(別紙3) 誘導補助金 (Pump Priming Grant)

この協定が定める業績目標を達成するため、政府は経費の縮減又は事業の改善を目的としてダーラムが行う投資に対する助成措置として「誘導補助金 (Pump Priming Grant)」125万6,000ポンドを交付する。ダーラム管轄区域内の基礎的自治体 (ディストリクト) との合意により実質的な協働・連携が図られた場合には、最大5万ポンドまでの追加交付が認められることとする。誘導補助金は、この協定締結の次年度に速やかに交付する。

次表に掲げる事項に対し、合計欄に記載した金額が誘導補助金として交付される。この補助金は、協定の有効期間内に実施され、かつ、別紙1に定める目標の達成に資するとダーラム及び政府が合意した事業に対して支出しなければならない。

なお、誘導補助金の支出に当たっては、公的資金の適正使用に関する条項が適用される。

(単位：ポンド)

目標	支出予定項目	ダーラムの支出見込み額	左に対する補助金交付額
1	追加協議に係る経費 追加的学習支援経費	542,429	170,500 80,000
2	通学支援経費	366,018	171,000
3	支援経費	297,000	89,000
4	入院前治療、リハビリテーション支援経	220,000	135,000
5	担当職員設置費 宿題クラブ設置費	145,000	90,000 10,000
6	養子縁組調整職員設置費 養親募集経費 総合的児童保護サービスに係る資本	550,000	30,000 20,000 70,000
7	廃棄物パートナーシップ担当者設置費	180,000	90,000
8	道路安全教育費	130,000	50,000
9	防火教育費 訓練用車両費 火災探知機設置費	150,000	20,000 80,000
10	高速道路点検費 戦略パートナーシップ設置費	160,000	75,000 25,000
11	担当職員設置費	85,000	50,000
	合計	2,825,267	1,255,500

(別紙4) 業績報償補助金 (Performance Reward Grant)

○補助金の上限

別紙1に定める業績目標が全て達成された場合、「業績報償補助金 (Performance Reward Grant)」の総額は、ダーラムの純予算要求額 (net budget requirement) の2.5%相当額となる。また、業績目標を達成するため、カウンティ管轄区域内の基礎的自治体 (ディストリクト) と実質的に連携・協働したことが認められた場合には、基礎的自治体の純予算要求額の2.5%が交付対象に含まれる。

ダーラム・カウンティ管轄区域内の関係自治体における純予算要求額及び業績補助金の上限は次表のとおりである。

(単位：ポンド)

地方自治体名	純予算要求額	備考
Durham County Council	402,140,000	
Chester-le-Street District Council	5,866,000	
Derwentside District Council	11,555,000	
Durham City Council	9,966,000	
Easington District Council	12,597,000	
Sedgefield Borough Council	10,723,000	
Teesdale District Council	3,011,000	
Wear Valley District Council	8,575,000	
純予算要求合計額(a)	464,433,000	
業績報償補助金の上限	11,610,825	(a)×2.5%

交通・地方自治・地域省は、基礎的自治体との協働・連携が実質的なものであるかが業績報償補助金の交付額を決定する上で必要となるため、ダーラム及び関係自治体との合意を今後模索する。政府は、協働・連携が実質的な内容であるかどうか評価する際、サービスの経済的効率性を特に重視する予定であり、この業績目標に関する具体的合意の得られた段階で、評価を開始すべきであると考えている。

○目標の達成状況と交付

業績報償補助金は、別紙1に定める業績目標の達成状況 (最低60%から最高100%まで) に比例して交付される、但し、実績が業績目標の60%を下回った場合には、この補助金は一切交付されない。

○補助金の交付

補助金は、協定の有効期限終了日到来の翌年度及び翌々年度に、2回均等分割で交付される。暫定的に前払いを希望する場合は、次の条件による。

○前払い措置

別紙1に定める業績目標に関して暫定的な目標水準を設定することについて、地方自治

体と政府間の合意が成立し、地方自治体がその水準に到達した場合、補助金の5分の1に相当する金額について、通常第一回目の業績補助金支払い時期が到来する年度の前年度に交付することができる。最終的な補助金額は、前記のとおり目標の達成状況に応じて算定され、確定補助金額と前払い額の差額は、翌年度及び翌々年度に、2回均等分割で交付される。

なお、分割して支払われる補助金は、「資本補助金 (Capital Grant)」、「経常補助金 (Revenue Grant)」として、それぞれ2分の1ずつ交付される。

<主要参考文献>

【日本語書籍】

- EUの地域政策 辻悟一著（世界思想社 2003年）
イギリスの地域政策 辻悟一著（世界思想社 2001年）
海外の中心市街地活性化—アメリカ・イギリス・ドイツ 18都市のケーススタディ
日本政策投資銀行（DJB）編著（日本貿易振興会 2000年）
コンパクトシティ—持続可能な社会の都市像を求めて 海道清信著
（学芸出版社 2001年）
検証イギリスの都市再生戦略—都市開発公社とエンタープライズ・ゾーン
イギリス都市拠点事業研究会著（風土社 1997年）
英国の中心市街地活性化 横森豊雄著（同文館出版株式会社 2001年）
イギリスに学ぶ成熟社会のまちづくり 高見沢実著（学芸出版社 1998年）
英国の地方財政の動向（（財）自治体国際化協会 1998年）
欧州地域開発基金を用いた地域振興施策
（（財）自治体国際化協会 CLAIR SUMMARY 第34号 1999年）
ロンドン・ドックランドの開発と行政
（（財）自治体国際化協会 CLAIR REPORT 第2号 1990年）
英国におけるパートナーシップ
（（財）自治体国際化協会 CLAIR REPORT 第207号 2000年）
イングランドにおける権限委譲に向けた動き
（（財）自治体国際化協会 CLAIR REPORT 第223号 2002年）

【日本語論文】

- PPPによる社会システムの実現 公共と民間のパートナーシップ
米山普 榊原渉（「知的資産創造」2000年11月号）
英国における街づくり—強力な権限を持つ地方団体—
横田光雄（「地方財務」平成9年6・7・8月号別冊）
イギリス・地域開発公社のシングル・プログラム制度
南部繁樹、中澤容子（（株）都市構造研究センター）

【英語書籍・資料等】

- Urban Regeneration A Handbook, Edited by Peter Roberts and Hugh Sykes (2000)
SAGE Publications
Town and Country Planning in the UK, Thirteenth Edition, Barry Cullingworth and
Vincent Nadin (2002) ROUTLEDGE
A New Commitment to Neighbourhood Renewal : National Strategy Action Plan
(2001) Social Exclusion Unit

Local strategic partnerships : Lessons from New Commitment to Regeneration, Hilary Russell (2001) The Policy Press

Learning from experience : The BURA Guide to Achieving Effective and Lasting Regeneration, Simon Burwood and Peter Roberts (2002) BURA

English Partnerships Annual Report 2001/2002 (2002) English Partnerships

Economic and community regeneration : Learning from inspection (2003) Audit Commission

Britain's Inner Cities, Second edition, Paul Lawless(1989) Paul Chapman Publishing

Our towns and cities : the future, Delivering an urban renaissance (2000) Department of Environment, Transport, and the Regions

Master Plan, Leicester Regeneration Company

City Centre Action Plan 2002/2003, Leicester City Centre Management

Leicester North West SRB Challenge Fund Round 5 Bid : A Better Direction

Congleton Borough Local Plan First Review

Regional Economic Strategy Action Plan, Progress Report March-September 2003, Northwest Development Agency

Towards an Urban Renaissance (1999) Urban Task Force

Towns & Cities Partners in Urban Renaissance (2002) Office of the Deputy Prime Minister

Newham 2010 Local Strategic Partnership Constitution (2003)

Local Public Service Agreement between Durham County Council and the Government : April 2002—March2005 (2002) Durham County Council

【ウェブサイト】

National Statistics (Census 2001) <http://www.statistics.gov.uk/default.asp>

English Partnerships
<http://www.englishpartnerships.co.uk/page.aspx?theLang=001lngdef&pointerid=169345dwprEOVVITRLd8xXbHBDHGbzge&p=0>

Audit Commission <http://www.audit-commission.gov.uk>

Association of town centre management <http://www.atcm.org/>

British Regeneration Association <http://www.bura.org.uk/main/content.htm>

Northwest Development Agency <http://www.nwda.co.uk/>

Office of the Deputy Prime Minister <http://www.odpm.gov.uk>

Department of Trade and Industry <http://www.dti.gov.uk/>

Urban regeneration companies <http://www.urcs-online.co.uk/index.asp>

Leicester partnership <http://www.leicesterpartnership.org.uk/>

Leicester City Council <http://www.leicester.gov.uk/>

Congleton Borough Council <http://www.congleton.gov.uk/>

〈調査・執筆者〉

ロンドン事務所所長補佐 杉野将行（第1章、第2章、第3章、第7章第4節以外、資料編）

同 山口 亨（第4章、第5章、第6章、第7章第4節）

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティ協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画—コンセプトプラン2001を中心に—	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6
第237号	シドニーオリンピックの概況と波及効果	2003/2/6
第236号	大韓民国の2002年統一地方選挙	2002/11/21
第235号	オーストラリア自治体の公務員制度	2002/11/18
第234号	オーストラリア州政府の公務員制度	2002/11/18
第233号	ベトナムの行政改革	2002/9/27
第232号	シンガポールの緑化政策	2002/9/27
第231号	シンガポールにおける最近の選挙制度の動向	2002/9/27
第230号	英国地方自治体の内部構造改革	2002/7/9
第229号	中国における農業及び農産物輸出の実態と今後の展開方向	2002/6/18
第228号	英国におけるボランティアセクター—自治体との新たな連携に向けて—	2002/5/29
第227号	カナダの地方団体の概要	2002/5/23
第226号	米国における情報公開制度の現状	2002/5/23
第225号	米国における公共交通機関のバリアフリー化の現状—ADA法施行後10年を経過して—	2002/5/13
第224号	英国におけるジェンダー・ギャップ政策	2002/5/13
第223号	イングランドにおける権限委譲に向けた動き	2002/5/13
第222号	フランス地方選挙の制度と実態—コミュン議会議員選挙・県議会議員選挙—	2001/11/30
第221号	フランスの地方分権15年—州と県における地方行政—	2001/10/12
第220号	韓国自治体のIT施策	2001/9/17
第219号	マレーシアの教育	2001/7/12
第218号	アメリカにおける一般廃棄物処理とリサイクル—アメリカの地方団体の一般廃棄物処理への取り組み—	2001/7/3
第217号	英国における行政評価制度	2001/6/29
第216号	米国における中心市街地再開発の現状	2001/6/29
第215号	オーストラリア・ニュージーランドにおける国際交流	2001/6/29
第214号	イギリスの障害者制度改革—障害者差別禁止法と民間組織運動—	2001/6/20